○文部科学省経済産業省令第一号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十九条第一項の規定に基づき、特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子
経済産業大臣　武藤　容治

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

特定研究成果活用支援事業計画の認定等に関する省令（平成二十六年文部科学省・経済産業省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定研究成果活用支援事業計画の認定の申請） **第二条**　（略） 2　前項の申請書の提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。 一　申請者が法人である場合（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合を含む。）次に掲げる書類 イ～ヌ　（略） ル　当該法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類 (1)・(2)　（略） (3)　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 (4)～(6)　（略） 二　（略） 3　（略）	（特定研究成果活用支援事業計画の認定の申請） **第二条**　（略） 2　前項の申請書の提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。 一　申請者が法人である場合（申請者が特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者である場合を含む。）次に掲げる書類 イ～ヌ　（略） ル　当該法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類 (1)・(2)　（略） (3)　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 (4)～(6)　（略） 二　（略） 3　（略）

附　則

この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○文部科学省経済産業省令第二号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等技術委員会の委員及び廃炉等に係る業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子
経済産業大臣　武藤　容治

原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等技術委員会の委員及び廃炉等に係る業務運営に関する省令の一部を改正する省令

原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等技術委員会の委員及び廃炉等に係る業務運営に関する省令（平成二十六年文部科学省・経済産業省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（廃炉等技術委員会の委員の任命及び解任の認可申請） **第二条**　機構の理事長は、法第二十二条の五又は法第二十二条の七において準用する法第十九条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　任命しようとする委員が次のいずれにも該当しないことの誓約 イ　（略） ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 三　（略）	（廃炉等技術委員会の委員の任命及び解任の認可申請） **第二条**　機構の理事長は、法第二十二条の五又は法第二十二条の七において準用する法第十九条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　任命しようとする委員が次のいずれにも該当しないことの誓約 イ　（略） ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 三　（略）

附　則

この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。